

会議録

会議の名称	平成 26 年度第 4 回西東京市高齢者保健福祉計画検討委員会
開催日時	平成 26 年 8 月 21 日（木曜日） 午後 1 時から午後 2 時まで
開催場所	防災センター6階 講座室 2
出席者	委員：市川座長、須加副座長、安倍委員、荒井委員、石井委員、伊藤委員、梅田委員、海老澤委員、柊島委員、北澤委員、小林委員、指田委員、清水委員、高岡委員、高橋委員、丸木委員、向山委員、吉岡委員 事務局：福祉部長、市民部参与、高齢者支援課長、介護保険担当課長、以下 11 名
議題	(1) 第 3 回会議録の確認について (2) 介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインについて (3) 西東京市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第 6 期）の課題整理 (4) 高齢者保健福祉計画の施策体系について
会議資料の名称	事前配付資料 資料 1 高齢者保健福祉計画検討委員会第 3 回会議録 資料 2 介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインについて 資料 3 西東京市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第 6 期）課題整理 資料 4 西東京市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第 6 期）課題と方向性の検討 資料 5 西東京市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第 6 期）計画の考え方（案） 資料 6 （第 6 期）計画の体系（案） 資料 7 （第 6 期）計画構成（案） 当日配付資料 資料 2-1 「参考」介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）の構成 資料 3-1 西東京市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第 6 期）課題整理（抜粋）
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会議内容	

議題 1 第 3 回会議録の確認について

座長：

第 3 回会議録の確認について、内容の変更、修正はあるか。

(意見なし)

変更、修正なしということで承認をいただいた。

議題 2 介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインについて

座長：

介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインについて、事務局から説明をお願いします。

○事務局：

介護予防・日常生活支援総合事業について、国が示したガイドラインに基づき説明する。

(資料 2、2-1 について説明)

○委員：

要支援者でニーズが多いのは、掃除と買い物である。掃除といっても、立って行える掃除ではなく、腰を曲げて座り込むような床拭き、掃除機かけのニーズがある。買い物は、しょうゆ、洗剤、生野菜など運ぶには重いものへのニーズがある。買い物について、生協などの宅配サービスがあることを要支援者は知っているが、欲しいと思ったときに届くのではなく、申請 1 週間後なので生活には合わないと言う人がいる。洗濯については、洗濯機を回して取り込むまではできるが、干す作業ができないので手伝ってもらいたいというニーズがある。

また、受診介助については、定期的なものは対応できるが、体調が悪い時などに急に受診したいとなると、自費対応になるので対応が難しいケースがある。

委員：

地域支援事業は、実際にさまざまなサービス、多様なサービスを行うということで、幅広いいろいろな人がサービスの提供する側にもなるということで、いい形だと思う。

実際に今利用している予防給付の人が振り分けられると考えた場合、どういうふうに振り分けていくのが課題である。予防給付の中には措置のころからの利用者が結構いて、家政婦的な要望が強い人もいて、話し合いを行っても、なかなか変えられないという現状もある。また、鬱などの精神疾患のある人は、こだわりがあって自分の流儀を通す、決まったヘルパーでなくてはだめ、決まった手順でなくてはだめというような、なかなか変えられない部分があり、実際に予防が自立支援となっているとは言えない状況がある。

そういった中で、現状の予防給付を振り分けることはかなり難しいというのが実際に携わっている側としての実感である。実際に行う場合は、新規申請時に振り分けをやっていくとか、スタートするときに既存の利用者のサービスの見直しも一緒に行っていくというのも考

えたが、それには受け皿が明確に示されていないと難しいのではないかと。NPO、民間事業者等による生活支援サービス、住民ボランティアによるゴミ出し等の生活支援サービスとあるが、これでカバーできるのか。「受け皿の整備等に一定の時間をかけることも選択肢」と1ページにあるので、そのところをしっかりと、戸惑いとか反発がないようにうまくいけたらいい。また、65歳になると高齢者の介護保険証が届くが、今の65歳は結構若いので、ボランティア加入や高齢者を支える側としてのアンケートなどを一緒に出すとよいのではないかと。

○委員：

介護保険サービスを利用することで予防の状態を維持できている、保たれているというのも事実だと思うし、権利的に介護保険料を払っているのだからサービスを利用しないと損みたいを考える人もいる。この多様なサービスをこれからどのようにしていくかが大事で、いずれにしてもネットワークづくりのような形になると思うので時間もかかるし、行政の縦割りも少し崩していかないとサービスそのものが回らないのではないかと。

どこで線引きをしていくかに関しては、ケアマネジャー、包括も含めてのアセスメントが非常に大事になってくる。

座長：

西東京市が全部やる必要があるのか、もしくはやれるのか、どこか特化してやるのかは、西東京市の住民、委員会、そして特に行政の判断にもあるので、そのことを前提に進めたい。また介護予防などで、訪問する人に共通のガイドラインを設定したほうがいい。

議題3 西東京市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第6期）の課題整理

座長：

西東京市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第6期）の課題整理について、事務局から説明をお願いします。

○事務局：

計画策定にあたっての踏めるべき課題、論点について説明する。

(資料3、3-1について説明)

○委員：

西東京市内の高齢者の状況を知ることが一番大事ではないかと。日々高齢者も変化しているので3年に一度の調査では到底追いつかない。高齢者は医者のお世話になっていることが多いので、直接接する先生に、介護予防事業のPRを直接してもらおうといいのではないかと。介護予防などの事業に参加する人ではなく、参加しない人、アンケート調査でも返事が返って

こない人のほうが心配なので、どう発掘していったらいいのかが今後の課題である。

○委員：

社会福祉協議会は、ボランティア活動の推進、有償家事援助のあいあいサービス、小地域活動というところでのかかわりが深い。

有償家事援助サービス、あいあいサービスについて、先ほどのガイドラインで受け皿になり得るかという話もあったが、現在内部で検討している。担い手を確保しておこうということで、例えば高齢の方でもこういう有償家事援助のサービスを提供する側になれるのではないかというような視点で、あいあいサービスのメニューの開拓も検討している。また、60歳以上でも活動していただけるように、登録説明会もやっている。

地域福祉コーディネーターがかかわることによって、今までサービスを受ける側の立場だった人が、今度は自分がほかの人のために何か活動したいというような気持ちになって、ボランティア市民活動センターが行うボランティア講座を受け、実際にボランティア活動を始めるようになったというようなケースもある。

これからは一方的にサービスを受ける側とか援助を受ける側という視点だけではなく、ほかの人のために何か活動できるような支援もしていきたい。

○委員：

多様なサービスの創出といったとき、事業を立ち上げるための方法を明らかにしておく必要がある。また、個人情報地域住民が取り扱う点にも課題がある。困難家庭といった場合に、親の年金で暮らしている人、障害のある人などもいるので、福祉障害あたりまで広げて考えていく必要があるのではないか。

サービスの質については多職種の研修をどのようにやっていくか。地域単位で組めるような研修をある程度標準化していかないと、日常の業務が忙しいので難しい。

座長：

既存の活動は活用していく。全部新しいものではなくて、今までの活動に新しい概念を接ぎ木していく考え方をとらない限り、やっていけない。

継続への支援、マッチングの議論については、重要な条件として残しておくことが必要である。多職種の連携については、いろいろやり方がある。共通の言葉とし、上下関係のない地域としての同じテーブルで向き合う必要がある。

○委員：

地域包括ケアシステムでは、お年寄りの話を聞く方法を一本に絞って、そこであちこちに動いてほしい。どこの事業所はどうやっているかといういろいろお話しているけど、お年寄りには全然わからない。1つの目で見るということ、そのためには横の連絡をとっていただきたい。課ごとに縦割りでやられており、ほかの課は何をやっているかわからないではなく、高齢者

を対象にするならばぜひ横の連絡をとってほしい。

議題 4 高齢者保健福祉計画の施策体系について

座長：

施策体系について、事務局から説明をお願いします。

○事務局：

施策体系について説明する。

(資料 4 について説明)

座長：

基本的内容は網羅されていると思うが、実際つくっていくと多少の調整が必要となってくる場合があるので、そこで議論したい。

その他

座長：

以上で本日の議題は終わりになる。

委員会はこれで終了し、次の委員会へと移行する。